

教師の指導力の確保・向上のための提言

教育は国家国民の基本である。昨今の急激に変化・発展する中において、知・徳・体の教育の向上を実現すべく、教師の力は益々求められている。

教師には、使命感、倫理観、社会性などの人格的な素養を基盤として、各教科等の内容や、教育・指導方法、児童生徒との関わり方などに関する専門的知識や技能が求められ、これらの資質能力を総合した教育力の確保・向上が必要不可欠である。

官民一体となって、Society5.0を目指す中、全ての小中学校へ一人一台の情報端末の配布がコロナ禍の下で加速化され、新学習指導要領の全面实施も始まった。情報化及びグローバル化が急速に進展する中、約四十年ぶりに小学校の学級編制基準が改善される等、我が国の学校を取り巻く状況は大きく変化しており、それに伴い、教師に求められる資質能力や役割も変化しつつある。

一方、経験豊富な教師の大量退職と若手の大量採用や、それを背景とした教員採用倍率の低下と臨時的任用教員等が補充できない教師不足の深刻化、依然として厳しい教師の長時間勤務の実態などにより、教師の確保にも支障を来す状況が顕在化する中、地域や家庭における教育力の低下が指摘され、子供達の多様性等にも起因した複雑化・困難化する学校課題への対応なども相俟って、我が国の学校教育を支える中核である教職の在り方が揺らいでいる。

教師とは、教育基本法に「自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない」と明記されており、同法の教育の目的である人格の完成と国家及び社会の形成者として、同法が掲げる教育目標を率先して体现することが望まれる。

このような中、第二百八回国会において、教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律が成立し、研修等に関する記録の作成及び資質の向上に関する指導助言等を教育委員会に義務付け、新たな研修制度に移行することに伴い、教員免許更新制が発展的に解消されることとなった。新たな研修制度の下で、教師の個別最適な学び、協働的な学びを有効なものとするべきである。本文部科学部会では「教師の研修向上実行プロジェクトチーム」を組織し、その教師の在り方について、有識者ヒアリングや学校視察も含め、計九回の集中的な議論等を行い、今後取り組むべき重要な点について取りまとめを行った。

特に以下の事項について、政府に早急な取組を求めるものである。

一 研修等に関する記録を活用した資質の向上に関する指導助言等に当たっては、毎年度、各教師の研修成果の確認を確実に実施すること。その際、主観的評価ではなく、客観的な根拠に基づいた評価となるよう、資質能力の評価モデルを確立すること。そのため、民間・大学等の力も借りた科学的知見に基づいた効果的な手法の活用について、本年度内に一定程度の目的を付けて運用を始め、その改善を図りつつ、それを全国的に普及促進すること。また、資質の向上に当たっては、民間・大学等の力も借りた各教師の現状の資質能力を的確に確認できる仕組みについて、本年度内に一定程度の目的を付けて運用を始め、その改善を図りつつ、活用すること。

二 指導助言等の直接の担い手となる校長に対し、自らが所属教師の人材育成をマネジメントする一義的責任を有することを認識させるとともに、校長同士のネットワークも活用しつつ、教師の個別最適な研修を指導助言する力や校内研修・校外研修のバランスも含めたマネジメント力を向上させるための研修を実施すること。その際、職務として行う研修は勤務時間内に行われるものであることを前提に、過度な負担とならないよう留意すること。

また、自主研修は任意で行われるものであるが、教師の資質向上につながるものであることから、研修等に関する記録の対象とすること。

三 指導助言者として最終責任を有する市町村教育委員会等が、都道府県教育委員会と緊密に連携を図りながら、各教師に対する面談などの直接の指導助言を担う学校長等を適切に指揮監督するとともに、指導主事派遣による授業観察、継続的な公開授業の実施、児童生徒による授業アンケートの実施など、授業者以外の他者の視点を取り入れた指導力向上を図る体制を整備するため、技術的・財政的支援を行うこと。

四 校内において、校長等管理職が教師と頻繁にコミュニケーションを取りつつ、日々の授業観察を行い、所属教師の指導力の状況を把握する体制を整えること。また、アクティブラーニングなどにより協働的かつ実践的な学びを重視し、ケース会議、進路検討会など日々の職務も資質向上の場と捉えながら、地域・学校ごとの教育課題に即した校内研修や授業研究を活性化させること。

五 都道府県・指定都市教育委員会の教育センターなどが、市町村教育委員会や指導主事とも連携しつつ、域内の教師の学びのセンター的機能を発揮し、校長等が多様な研修プログラムを一覧できるようにするなど、校長等から教師への個別最適な研修の指導助言等をサポートするための体制を整備すること。国は、後記「七」で言及する「プラットフォーム」の構築に当たり、これらのサポート体制の整備と緊密に連携を図ること。

六 研修等に関する記録については、デジタル技術を活用し、効率的な記録作成・管理・閲覧等を可能にするとともに、全国的な通用性を確保するため、国が主導して情報システムを開発すること。その際、研修等に関する記録を作成・管理する主体である都道府県・指定都市教育委員会と十分な協議を行いつつ、必要な機能・仕様等について調査研究を進めるなど、各教育委員会にとって利便性の高いシステムを構築すること。

七 更なる研修高度化に向け、ICT活用や特別支援教育など喫緊の教育課題に対応し、修得確認機能を備えたオンデマンド研修コンテンツの開発・拡充、全国的な研修履歴記録システムと大学、民間等が提供する良質な学習コンテンツを一元的に収集・整理・提供するプラットフォームの一体的構築、デジタル技術を活用した研修施設・設備の整備など、集合型とオンライン型のベストミックスによる新たな研修開発・実施の全国的な中核拠点として教職員支援機構の機能強化を図ること。

八 現職教師の学びに学術的な知見も含む新たな視点を提供した教員免許更新制の成果を継承し、新たな教師の学びに生かすため、大学・教職大学院と都道府県・市町村教育委員会とが連携協働した研修の企画・実施を一層充実させること。その際、大学等が更新講習として作成したコンテンツを現職教師向け研修にリニューアルし、その研修コンテンツを前記「七」で言及した「プラットフォーム」に掲載してその活用を図るなど、国は更新講習の継承を支援すること。また、教職大学院修了者に、早期に学校管理職を経験させた後、大学で実務家教員として教員養成を担うといったキャリアパスを設定するなど、学校現場と大学・教職大学院との人材育成の好循環を実現すること。

九 教員免許更新制の下で免許状が失効・休眠状態となっている者を教壇に立たせる際には、

任命権者が総合的な教育力のチェックを行うなど厳格に選考を行い、その能力・適性等を見極め、その前後に必要な研修を実施することも含め、適格性を備えた者のみが教壇に立つようにすること。国は、そのような者が入職する前に、基礎的な知識等を身に付けられるような学習プログラムを提供し、その改善を図りつつ、教育委員会における採用の際に活用するなど、質の確保に取り組むこと。

十 期待される水準の研修を受けているとは到底認められない教師に対しては、各地域・学校によってその対応に差異が出ることがないよう、職務命令による研修受講の対象となるケースを具体的に明示するとともに、厳格に対応すること。指導力不足教員には指導改善研修を確実に実施し、その状況を踏まえて、分限免職、教員以外の職に転任、再研修等の必要な措置を実施すること。指導力不足には至らないが指導に課題のある教師については、その指導力の状況を把握し、指導が不適切な状態に至る前段階の研修受講を強く指導するなど未然防止の取組を強化すること。指導力が一定水準に達しているかどうかの判断に当たっては、任命権者である都道府県・指定都市教育委員会は積極的に関与し、例えば、校長等による授業観察、評価の実施、専門家等による授業視察や意見聴取などを含め、総合的・客観的に判断するよう、国は考え方を示し、徹底すること。

これらの事項を通じて、個別最適な研修制度を充実させることにより、教師が本来持っている潜在的な可能性を引き出し、日本の未来創造に向けて、教育の環境整備を進めつつ、教師の不断の努力によって教育力を発展的に向上させていくべきである。研修制度の改善と教員免許更新制の廃止に当たっては、公立小・中学校等の児童生徒には教師の選択権がないことを踏まえ、将来を嘱望されている児童生徒等が不利益を被ることのないよう、今後も必要な制度改革や適正な運用を行い、教員免許更新制の廃止によって万が一にも教育力が不足した者が教壇に立つことがないようにすべきである。

令和四年六月十四日

自由民主党 政務調査会 文部科学部会